（案）

第 13 次高知県鳥獣保護管理事業計画書

令和４年４月　１日から
令和９年３月３１日まで
（５年間）

高　知　県

目　　　　　次

第一　計画の期間 ･･････････････････････････････････････ 1

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項･････････････････ 1
　１　鳥獣保護区の指定････････････････････････････････ 1
　　(1)　方針 ･･･････････････････････････････････････ 1
　　(2)　鳥獣保護区の指定等計画 ････････････････････････ 3
　２　特別保護地区の指定･･･････････････････････････････ 7
　　(1)　方針 ･･･････････････････････････････････････ 7
　　(2)　特別保護地区指定計画 ･････････････････････････ 8
　　(3)　特別保護指定区域 ･････････････････････････････ 9
　３　休猟区の指定･･････････････････････････････････････ 9
　　(1)　方針 ･･･････････････････････････････････････ 9
　　(2)　休猟区指定計画 ･････････････････････････････････10
　　(3)　特例休猟区指定計画 ･････････････････････････････10
　４　鳥獣保護区の整備等････････････････････････････････10
　　(1)　方針 ･･････････････････････････････････････10
　　(2)　整備計画 ･･･････････････････････････････････10

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項･･････････････････････10
　１　鳥獣の人工増殖･･････････････････････････････････10
　　(1)　方針 ･･････････････････････････････････････10
　　(2)　人工増殖計画 ････････････････････････････････11
　２　放鳥獣･･11
　　(1)　方針 ･･････････････････････････････････････11
　　(2)　放鳥計画 ････････････････････････････････････11
　　(3)　放獣計画 ････････････････････････････････････11

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項･･････････････11
　１　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方･････････････････････11
　　(1)　希少鳥獣 ････････････････････････････････････11
　　(2)　狩猟鳥獣 ････････････････････････････････････11
　　(3)　外来鳥獣等 ･･････････････････････････････････11
　　(4)　指定管理鳥獣 ････････････････････････････････12
　　(5)　一般鳥獣････････････････････････････････････12
　２　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定･････････････12
　　(1)　許可しない場合の基本的考え方 ････････････････････12
　　(2)　許可に当たっての条件の考え方 ････････････････････13

(3)　わなの使用に当たっての許可基準 ・・・・・13
(4)　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 ・・・・・14
(5)　鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 ・・・・・14
２－１　学術研究を目的とする場合・・・・・14
(1)　学術研究 ・・・・・14
(2)　標識調査 ・・・・・16
２－２　鳥獣の保護を目的とする場合・・・・・16
(1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 ・・・・・16
(2)　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 ・・・・・17
(3)　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 ・・・・・17
２－３　鳥獣の管理を目的とする場合・・・・・18
(1)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的 ・・・・・18
(2)　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 ・・・・・19
２－４　その他特別の事由の場合・・・・・26
(1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 ・・・・・27
(2)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 ・・・・・27
(3)　鵜飼漁業への利用の目的 ・・・・・28
(4)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ・・・・・28
(5)　前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 ・・・・・29
３　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項・・・・・29
３－１　捕獲許可した者への指導・・・・・29
(1)　捕獲物又は採取物の処理等 ・・・・・29
(2)　従事者の指揮監督 ・・・・・30
(3)　危険の予防 ・・・・・30
(4)　錯誤捕獲の防止 ・・・・・30
３－２　許可権限の市町村長への委譲・・・・・30
３－３　鳥類の飼養登録・・・・・31
(1)　方針 ・・・・・31
(2)　飼養適正化のための指導内容 ・・・・・31
３－４　販売禁止鳥獣等の販売許可・・・・・31
(1)　許可の考え方 ・・・・・31
(2)　許可の条件 ・・・・・31
３－５　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項・・・・・32

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項・・・・・32
１　特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・32
(1)　方針 ・・・・・32
(2)　特定猟具使用禁止区域指定計画 ・・・・・33
(3)　特定猟具使用禁止区域指定内訳 ・・・・・34
２　特定猟具使用制限区域の指定・・・・・36

　３　猟区設定のための指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　４　指定猟法禁止区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第六　特定計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　１　計画作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　２　対象鳥獣の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　　(1)　第一種特定鳥獣保護計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　　(2)　第二種特定鳥獣管理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　４　対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　５　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　６　保護事業又は管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　　(1)　個体群管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　　(2)　生息環境管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　　(3)　被害防除対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　７　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・39
　８　計画の作成及び実行手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　　(1)　検討会等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　　(2)　関係地方公共団体との協議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　　(3)　利害関係人の意見の聴取 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　　(4)　計画の決定及び公表・報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　　(5)　計画に関する年度別実施計画の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　９　計画の評価・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　10　計画の実行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　１　方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　２　鳥獣の生態に関する基礎的な調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　　(1)　方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　　(2)　鳥獣生息分布等調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　　(3)　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　　(4)　狩猟鳥獣生息状況調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　　(5)　第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査 ・・・・・41
　３　鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査・・・・・・・・・・・・・・・41
　　(1)　鳥獣保護区の指定・管理等調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　　(2)　捕獲等情報収集調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　４　新たな技術の研究開発・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　　(1)　捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及 ・・・・・・・・・・・・・・・42
　　(2)　被害防除対策に係る技術開発・普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　　(3)　捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及 ・・・・・・・・・・・・・・42

第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
1　鳥獣行政担当職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(1)　方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(2)　設置計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(3)　研修計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
2　鳥獣保護管理員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(1)　方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(2)　設置計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(3)　年間活動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
(4)　研修計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
3　保護及び管理の担い手の育成及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
(1)　方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
(2)　研修計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
(3)　狩猟者の育成及び確保のための対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
4　取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
(1)　方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
(2)　年間計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
5　必要な財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

第九　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
2　狩猟の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
3　傷病鳥獣救護への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
(1)　方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
(2)　体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
(3)　傷病鳥獣の個体の処置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
(4)　野生鳥獣と人･家畜の間で伝播する感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
(5)　放野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
4　感染症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
(1)　高病原性鳥インフルエンザ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
(2)　豚熱（CSF）・アフリカ豚熱（ASF） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(3)　その他感染症 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
5　普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(1)　鳥獣の保護及び管理についての普及等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(2)　安易な餌付けの防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
(3)　猟犬の適切な管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
(4)　法令の普及徹底 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

第一　計画の期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間とします。

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

１　鳥獣保護区の指定

(1)　方針

①　指定に関する中長期的な方針

本県は県土の 84％が森林であり自然環境に恵まれています。その自然の中での野生鳥獣は、豊かな自然環境を構成するひとつの重要な要素です。近年、自然環境の指標といわれる野生鳥獣の保護対策が強く求められており、自然公園法、文化財保護法、自然環境保全法等によってまとまった面積が保全されている地域にあって、鳥獣の保護繁殖上、重要な地域や森林鳥獣生息に適している地域などに 56 箇所 29,292ha の鳥獣保護区を指定し、野生鳥獣の生息環境保護に取り組んでいます。

その一方で、ニホンジカ（以下「シカ」といいます。）やイノシシ等による農林作物に対する鳥獣被害が増加するなかで、鳥獣保護区を設定することは、農林作物等に対する被害増大の要因との意見も依然として根強く、鳥獣保護区の指定は一段と困難になっています。

こうした状況の中で、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施などにより、農林水産業との調和や利害関係者間の意見調整を図りながら、野生鳥獣の良好な生息環境を維持するため、鳥獣保護区の指定（更新等）を行います。

②　指定区分ごとの方針

1)　森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資することとします。

2)　集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区の指定に努めます。

3)　集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲（せい）哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区の指定に努めます。

4)　希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」といいます。）第２条第４項に基づき環境大臣が定める希少鳥獣で、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣のほか、高知県レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区の指定に努めます。

5)　生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区の指定に努めます。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとします。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努めます。

6) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区の指定に努めます。

(2)　鳥獣保護区の指定等計画

第１表に、鳥獣保護区の指定等計画を示します。

第１表　鳥獣保護区の指定等計画　（面積：ha）

指定区分	指定目標		既設		年度	指定		拡大		縮小		廃止消滅		増減		計画終了時	
	箇所	面積	箇所	面積		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
(1)森林鳥獣生息地	35	17,457	35	17,457										0	0	35	17,457
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(2)集団渡来地	2	3,065	2	3,065										0	0	2	3,065
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(3)集団繁殖地	2	1,566	2	1,566										0	0	2	1,566
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(4)希少鳥獣生息地	2	571	2	571										0	0	2	571
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(5)生息地回廊	0	0	0	0										0	0	0	0
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(6)身近な鳥獣生息地	15	6,633	15	6,633										0	0	15	6,633
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
計	56	29,292	56	29,292		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	29,292

① 鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区

なし

2) 集団渡来地の保護区

なし

3) 集団繁殖地の保護区

なし

4) 希少鳥獣生息地の保護区

なし

5) 生息地回廊の保護区

なし

6) 身近な鳥獣生息地の保護区

なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

第２表に、既指定鳥獣保護区の変更計画を示します。

第２表　既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面　積（ha）			指定期間	変更理由	備考
				既設	増減	指定			
令和4年度	森林鳥獣生息地	雁巻山 鳥獣保護区	期間 更新	741		741	R 4.11.15 から R14.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	早明浦 鳥獣保護区	期間 更新	975		975	R 4.11.15 から R14.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	不入山 鳥獣保護区	期間 更新	413		413	R 4.11.15 から R14.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	横波港 鳥獣保護区	期間 更新	225		225	R 4.11.15 から R14.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	昭和 鳥獣保護区	期間 更新	33		33	R 4.11.15 から R14.11.14 まで	継続	
計		5 箇所		2,387	0	2,387			
令和5年度	森林鳥獣生息地	琴ヶ浜 鳥獣保護区	期間 更新	190		190	R 5.11.15 から R15.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	白髪 鳥獣保護区	期間 更新	717		717	R 5.11.15 から R15.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	宇佐 鳥獣保護区	期間 更新	340		340	R 5.11.15 から R15.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	入野浜 鳥獣保護区	期間 更新	37		37	R 5.11.15 から R15.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	筆山 鳥獣保護区	期間 更新	307		307	R 5.11.15 から R15.11.14 まで	継続	
計		5 箇所		1,591	0	1,591			
令和6年度	森林鳥獣生息地	崎山 鳥獣保護区	期間 更新	125		125	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	内原野 鳥獣保護区	期間 更新	627		627	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	西分 鳥獣保護区	期間 更新	311		311	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	手結山 鳥獣保護区	期間 更新	353		353	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	安居 鳥獣保護区	期間 更新	144		144	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	大道 鳥獣保護区	期間 更新	139		139	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	つづら山 鳥獣保護区	期間 更新	434		434	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	足摺岬 鳥獣保護区	期間 更新	2,787		2,787	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	大堂 鳥獣保護区	期間 更新	829		829	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	

	集団渡来地	浦戸湾 鳥獣保護区	期間 更新	2,854		2,854	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	集団繁殖地	宿毛湾 鳥獣保護区	期間 更新	1,552		1,552	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	集団繁殖地	蒲葵島 鳥獣保護区	期間 更新	14		14	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	室戸岬 鳥獣保護区	期間 更新	1,545		1,545	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	野友 鳥獣保護区	期間 更新	300		300	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	工石山 鳥獣保護区	期間 更新	496		496	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	継続	
計		15 箇所		12,510	0	12,510			
令和７年度	希少鳥獣生息地	姫島 鳥獣保護区	期間 更新	48		48	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	須崎湾 鳥獣保護区	期間 更新	2,336		2,336	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	継続	
	身近な鳥獣生息地	荒瀬山 鳥獣保護区	期間 更新	48		48	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	継続	
計		３箇所		2,432	0	2,432			
令和８年度	森林鳥獣生息地	高ノ森 鳥獣保護区	期間 更新	270		270	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	四国カルスト 鳥獣保護区	期間 更新	227		227	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	継続	
	森林鳥獣生息地	千尋岬 鳥獣保護区	期間 更新	620		620	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	継続	
	集団渡来地	穴内川ダム 鳥獣保護区	期間 更新	211		211	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	継続	
計		４箇所		1,328	0	1,328			
合計		32 箇所		20,248	0	20,248			

2　特別保護地区の指定

(1)　方針

①　指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、鳥獣保護上好ましくない行為を制限し、その生息環境を保全するために指定しており、今後とも既設特別保護地区の指定を継続します。

②　指定区分ごとの方針

1)　森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特に必要な区域を指定します。

2)　集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めます。

3)　集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めます。

4)　希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めます。

5)　生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めます。

6)　身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定します。

(2)　特別保護地区指定計画

第３表に、本計画期間における特別保護地区の指定等計画を、第４表に、既指定特別保護地区の再指定計画をそれぞれ示します。

第３表　特別保護地区の指定等計画　（面積：ha）

指定区分	指定目標		既設		年度	指定（再指定含む）		拡大		縮小		廃止消滅		増減		計画終了時	
	箇所	面積	箇所	面積		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
(1)森林鳥獣生息地	6	448	6	448		5	402							0	0	6	448
					4												
					5	1	78										
					6	3	250										
					7												
					8	1	74										
(2)集団渡来地	0	0	0	0										0	0	0	0
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(3)集団繁殖地	1	14	1	14		1	14							0	0	1	14
					4												
					5												
					6	1	14										
					7												
					8												
(4)希少鳥獣生息地	1	48	1	48		1	48							0	0	1	48
					4												
					5												
					6												
					7	1	48										
					8												
(5)生息地回廊	0	0	0	0										0	0	0	0
					4												
					5												
					6												
					7												
					8												
(6)身近な鳥獣生息地	2	100	2	100		2	100							0	0	2	100
					4												
					5												
					6	2	100										
					7												
					8												
計	10	610	10	610		9	564	0	0	0	0	0	0	0	0	10	610

第４表　既指定特別保護地区の再指定計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	区分	面積（ha） 既設	増減	指定	指定期間	備考
令和５年度	森林鳥獣生息地	白髪特別保護地区	再指定	78		78	R 5.11.15 から R15.11.14 まで	
計		１箇所		78	0	78		
令和６年度	森林鳥獣生息地	足摺山特別保護地区	再指定	33		33	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	森林鳥獣生息地	臼碆特別保護地区	再指定	95		95	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	森林鳥獣生息地	大堂特別保護地区	再指定	122		122	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	集団繁殖地	蒲葵島特別保護地区	再指定	14		14	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	身近な鳥獣生息地	室戸岬特別保護地区	再指定	26		26	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	身近な鳥獣生息地	工石山特別保護地区	再指定	74		74	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
計		６箇所		364	0	364		
令和７年度	希少鳥獣生息地	姫島特別保護地区	再指定	48		48	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
計		１箇所		48	0	48		
令和８年度	森林鳥獣生息地	千尋岬特別保護地区	再指定	74		74	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
計		１箇所		74	0	74		
合計		９箇所		564	0	564		

(3)　特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努めます。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図ります。

３　休猟区の指定

(1)　方針

休猟区は、著しく減少した狩猟鳥獣の保護増殖を図り、生態系の保全を図ることを目的として指定するもので、その指定に当たっては、農林水産関係者及び地域住民等の理解を得られるよう留意することとし、その指定期間は原則として３年とします。

しかしながら、近年、シカやイノシシ等の狩猟鳥獣による農林業被害等が深刻なことから、休猟区の指定に対して農林業者や地域住民等の理解が得られないため、本計画において新たな休猟

区の指定は行わないこととします。

(2)　休猟区指定計画

なし

(3)　特例休猟区指定計画

なし

4　鳥獣保護区の整備等

(1)　方針

鳥獣保護区及び特別保護地区には、境界が明らかになるよう標識等を設置します。

既設の鳥獣保護区の施設については、鳥獣保護管理員を主体とした巡視等により補充及び整備を図りながら管理に努めます。

(2)　整備計画

①　管理施設の設置

鳥獣保護管理員や市町村等からの情報に基づき、必要な箇所への新設や老朽化等による交換などを実施して標識等の整備に努めます。

②　利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めます。

③　調査、巡視等の計画

第５表に、鳥獣保護区内の管理のための調査、巡視計画を示します。

第５表　鳥獣保護区内の管理のための調査、巡視計画

区　分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
鳥獣保護管理員等	箇所数	56	56	56	56	56
	人数	53	53	53	53	53
管理のための調査等の実施		・更新鳥獣保護区等 ・狩猟取締等				

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1　鳥獣の人工増殖

(1)　方針

原則として鳥獣の人工増殖は行いません。

(2)　人工増殖計画

なし

2　放鳥獣

(1)　方針

放鳥する鳥類の種類については、原則としてキジとし、外来鳥類は除きます。

放鳥羽数については、生息状況の推移や放鳥効果、放鳥に要する財源としての狩猟税の収入状況等を勘案して設定します。

なお、放鳥については、下記の点に留意することとします。

①　必要に応じて、狩猟での出会い調査等により放鳥効果を調査することとします。

②　放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うこととします。

③　放鳥する鳥類は、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとし、特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対する衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討することとします。

(2)　放鳥計画

県が放鳥する鳥類はキジとし、放鳥羽数については、放鳥効果や狩猟税の収入状況等を勘案して年度ごとに見直します。

(3)　放獣計画

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行いません。

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1)　希少鳥獣

鳥獣保護管理法第２条第４項に基づき環境大臣が定めるもののほか、高知県レッドデータブックに記載されている希少鳥獣については、必要に応じて捕獲の禁止や制限を行います。

(2)　狩猟鳥獣

鳥獣保護管理法第２条第７項で定める狩猟鳥獣については、本県における生息状況を踏まえ、必要に応じて鳥獣保護管理法第 12 条に基づく捕獲等の禁止又は制限を行います。

また、狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画の対象となる種については、狩猟を活用して積極的な管理に努めます。

(3)　外来鳥獣等

本来高知県に生息せず、人為的に外部から導入され、生態系や農林水産業等に被害を生じさせ

ている鳥獣については、捕獲等による管理を推進します。

(4)　指定管理鳥獣

鳥獣保護管理法第２条第５項に基づき環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成するとともに、その計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めます。

なお、指定管理鳥獣の適切な管理のため、必要に応じて生息状況調査や個体数推定等を実施し、生息状況等の把握に努めるとともに、隣接県とも連携協力した捕獲等を推進します。

(5)　一般鳥獣

(1)から(4)以外の一般鳥獣の保護及び管理については、地域個体群の状況等を勘案し、必要に応じて検討します。

２　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1)　許可しない場合の基本的考え方

次の場合においては、許可をしないこととします。

①　捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

②　捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、鳥獣の生息環境を著しく悪化させたりするなど鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じた地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は当該鳥獣の根絶等のため積極的な有害鳥獣捕獲を図ります。

③　鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④　捕獲等又は採取等によって、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

⑤　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地（以下「指定区域」といいます。）における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

⑥　特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏に著しい支障が生じる場合。

⑦　鳥獣保護管理法第 36 条及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」(以下「規則」といいます。）第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではありません。

⑧　鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りではありません。

⑨　個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合。

(2)　許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付することとします。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付することとします。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付することとします。

(3)　わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請については、原則として次の基準を満たすものとします。

①　わなの構造に関する基準

1)　くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ｱ　シカ、イノシシ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものとします。

ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやカモシカの生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、第二種特定鳥獣管理計画において、くくりわなの輪の直径 12 センチメートルの規制を解除していない地域を除いて、これによらないことができるものとします。

ｲ　シカ及びイノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として、締付け防止金具を装着したもので、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものとします。

なお、第二種特定鳥獣管理計画において、くくりわなの輪の直径 12 センチメートルの規制を解除していない地域では、くくりわなの輪の直径が 12 センチメートル以内とします。

2)　とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が 12 センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものについて、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、真にやむを得ない事由が認められる場合に限ります。

3)　ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限ります。

②　標識の装着に関する基準

鳥獣保護管理法第 9 条第 12 項に基づく標識を装着します。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることも可能とします。

(4)　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとします。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めないこととします。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとします。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとします。

(5)　鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽（きん）類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用するか、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導します。

２－１　学術研究を目的とする場合

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(1)　学術研究

①　研究の目的及び内容

次のいずれにも該当するものとします。

1)　主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であることとします（ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めません。）。

2)　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められることとします。

3)　主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であることとします。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであることとします。

4)　研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであることとします。

②　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

③　鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とします。

④　期間

１年以内とします。

⑤　区域

研究の目的を達成するために必要な区域とします。

⑥　方法

次の各号に掲げる条件に適合することとします。

1)　鳥獣保護管理法第 12 条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」といいます。）ではないこと。

2)　殺傷又は損傷（以下「殺傷等」といいます。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであることとします。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではありません。

⑦　捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合することとします。

1)　殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであることとします。

2)　個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであることとします。

3)　電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであることとします。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであることとします。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めることとします。

(2)　標識調査（環境省足環を装着する場合）

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者とします（委託を受けた者から依頼された者を含みます。）。

②　鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内とします。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではありません。

③　期間

１年以内とします。

④　区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除きます。

⑤　方法

網、わな又は手捕とします。

２－２　鳥獣の保護を目的とする場合

(1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとします。

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含みます。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者とします。

②　鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とします。

③　期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とし、原則１年以内とします。

④　区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とします。

⑤　方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採ることとします。

⑵　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません 。

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含みます。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者とします。

②　鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）とします。

③　期間

１年以内とします。

④　区域

申請者の職務上必要な区域とします。

⑤　方法

禁止猟法は認めません。

⑶　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません 。

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は市町村長とします。

許可対象者は、国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含みます。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者とします。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）とします。

③ 期間

１年以内とします。

④ 区域

必要と認められる区域とします。

⑤ 方法

禁止猟法は認めません。

２－３ 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとします。

① 許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であることとします。

ただし、銃器の使用以外の方法による法人（鳥獣保護管理法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体、第 18 条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいいます。以下「法人」といいます。）に対する許可であって、以下の 1)から 4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるものとします。

1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とします。

③ 期間

1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすることとします。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること

とします。

2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮することとします。

3) 狩猟期間中及びその前後における捕獲許可は、被害防止の目的の達成に不可欠な場合に、適切な期間について許可するものとし、従来からの慣例等で許可が出ていないものと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域周辺の住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとします。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とします。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めません。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではありません。

なお、鳥獣保護管理法第 15 条第 1 項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び鳥獣保護管理法第 12 条 1 項又は第 2 項に基づく鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこととします。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めることとします。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

シカやイノシシなど鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下(2)において「被害」という。）は、近年、深刻化しており、県内の中山間地域の生活を脅かす状況にあるほか、イノシシやサルが市街地に出没するなど、生活環境への影響も少なくありません。

このため、県や市町村など関係者が連携して被害防除に努めながら、被害の防止の目的での捕獲を適切に実施します。

なお、被害の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下(2)において「予察」という。）についても許可する基準とします。

② 鳥獣による被害発生予察表

1） 予察表

第６表に、鳥獣による被害発生予察表を示します。

第６表 鳥獣による被害発生予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生期間												被害発生地域	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
シカ	水稲他農林作物全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	市街地を除く県内一円	
イノシシ	水稲他農作物全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内一円	
ニホンザル	野菜、果樹他農林作物全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内一円	
ハクビシン	果樹、野菜	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内果樹園耕作地帯	
ノウサギ	造林木、水稲、野菜	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内山間部	
カラス類	果樹他農作物全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内一円	※1
ドバト	水稲、野菜	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内一円	汚損
キジバト	水稲、野菜	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内耕作地帯	
スズメ類	水稲			←	―	―	―	→						県内耕作地帯	※2
ムクドリ	果樹、野菜			←	―	―	―	→						県内果樹園耕作地帯	
ヒヨドリ	果樹、野菜	←	→									←	→	県内果樹園耕作地帯	
カワウ	鮎他川魚全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内河川流域	
ゴイサギ	水稲、鮎他川魚全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内河川流域	
ダイサギ	水稲、鮎他川魚全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内河川流域	
コサギ	水稲、鮎他川魚全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内河川流域	
アオサギ	水稲、鮎他川魚全般	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内河川流域	
タヌキ	野菜、果樹	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内耕作果樹園地帯	
キツネ	養鶏	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県内養鶏場	
トビ他	（航空機航行障害）	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	高知竜馬空港一円	※3

※1 カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス）

※2 スズメ類（スズメ、ニュウナイスズメ）

※3 航空機の航行の安全のため、加害鳥獣である「トビ」の他に、「ノスリ、カラス類、ドバト、キジバト、コサギ、アマサギ、アオサギ、タシギ、タゲリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ類、ヒバリ」等を含みます。

2) 予察捕獲に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（予察捕獲）は、過去５年間程度の期間について被害の発生状況等を勘案し、予察表に基づく予察捕獲計画を策定して実施することとします。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではありません。

また、県及び市町村は、鳥獣の生息状況の推移を常に把握し、予察の妥当性の検証に努めます。

③ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針及び許可権者

農林水産業への被害状況及び生態系のバランス等を考慮し、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については積極的な捕獲を図り、その他の種については目的を達成するために必要な捕獲を実施するものとし、許可権者は県知事または市町村長とします。

2) 許可基準

捕獲許可の対象者は、原則として次の要件を満たす者から選択するものとします。また、捕獲を行う者の数は、捕獲に必要な人数とします。

ｱ 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。なお、法人の場合は、鳥獣保護管理法第９条第８項に規定する法人であることに注意）

ｲ 銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とします。

ただし、以下の場合は、鳥獣保護管理法第９条第３項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができるものとします。

A 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス類、ドバト等の中型以下の鳥獣を捕獲する場合。

B 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除きます。）において、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アナグマ、タヌキ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって、１日１回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

C 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソカラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

D 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。

E 法人に対する許可であって、次の要件をすべて満たしたうえで、狩猟免許を有していな

い者を補助者として含む場合。

a　銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。

b　当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

c　狩猟免許を有する従事者の監督下で捕獲を行うこと。

d　当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

F　国（森林管理署等）が、シカ、ノウサギ、ハクビシン、ドバトをわな（はこわな、くくりわな等）を使用して、捕獲者の資格を得た者（森林管理局、地方公共団体の行う研修会を受けて捕獲者の資格を得た者で、当該資格の有効期間は３年間とします。）に捕獲を従事させる場合。

ｳ　原則として規則第 67 条第２項に該当する者（事故保障のための損害保険に加入している者)。

ｴ　捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の確保を図る観点から、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとし、原則として、被害発生地の市町村内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者。

3)　鳥獣の種類・数

ア　現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とします。

イ　鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限ります。

ウ　捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）とし、その基準を、第７表に示します。

第７表　捕獲許可数等の基準

許可権者	鳥獣名	一人当たり捕獲数（羽、頭、個）
市町村長	シカ	制限しない
	イノシシ	制限しない
	ニホンザル	制限しない
	ハクビシン	制限しない
	ノウサギ	制限しない
	カラス類※1	制限しない
	ドバト	制限しない
	キジバト	60 羽個以内
	スズメ類※2	2,000 羽以内
	ムクドリ	120 羽以内
	ヒヨドリ	120 羽以内
	カワウ	制限しない
	その他の鳥獣※3	30 羽頭個以内
県知事	市町村長の許可権限に係る鳥獣において、捕獲区域が２以上の市町村にまたがる場合	必要数※4
	航空機の安全のために捕獲する鳥獣	
	市町村長、環境大臣の許可権限以外に属する鳥獣	
	外来鳥獣の捕獲（市町村長の許可権限以外の外来鳥獣）	必要数

※1　カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス）

※2　スズメ類（スズメ、ニュウナイスズメ）

※3　その他の鳥獣とは高知県の事務処理の特例に関する条例（平成１２年高知県条例第７号）により市町村に捕獲許可権限が委譲された鳥獣に係るその他の鳥獣とします。

※4　市町村長の許可権限に係る鳥獣（捕獲許可区域が２以上の市町村にまたがる場合等）を、県知事が許可する場合の捕獲許可数（羽、頭、個）は、市町村長が当該鳥獣の捕獲を許可する場合の許可基準に準じます。

4)　期間

ｱ　原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とします。このうち、被害を予防するための予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うこととし、予察捕獲の許可期間は最大で１年とします。

ｲ　捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は、避けるよう考慮します。

ｳ　狩猟期間中及びその前後における捕獲許可は、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間について許可するものとし、あわせて、従来からの慣例等で許可が出ていないものと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとします。

標準的な許可期間を第８表に示します。

第８表　標準許可期間

猟法	許　可　期　間	備考
銃器	90 日以内（但し、航空機の安全のための捕獲は、６ヶ月以内）	
あみ・わな	90 日以内	
捕獲檻	６ヶ月以内（カラス類、ドバトに限る）	

5)　区域

ｱ　被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とします。

ｲ　被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村が連携して広域的に捕獲を実施するよう努めることとします。また、被害等が隣接県にまたがって発生する場合は、隣接県と共同して広域的な捕獲を実施するなどの連携を図ります。

ｳ　捕獲の区域に鳥獣保護区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮し、特に、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをすることとします。また、許可に際しては、危険防止を徹底し、管轄警察署や地域住民等への周知に努めることとします。

ｴ　特定猟具使用禁止区域における特定猟具を使用しての捕獲許可については、特定猟具以外の猟具では捕獲の目的を達し得ない場合ややむを得ないとめさしに限るなど、区域指定の趣旨を考慮し、慎重に取り扱うこととします。また、許可に際しては、危険防止を徹底し、管轄警察署や地域住民等への周知に努めることとします。

6)　方法

ｱ　空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めません。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではありません。

ｨ　銃器を使用した鳥獣の捕獲等に当たっては、鳥獣保護管理法第15条第１項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域において鉛製銃弾は使用しないこととします。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、これらの区域以外においても鉛が暴露する構造・素材の装弾は可能な限り使用しないよう努めることとします。

ｳ　捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法の場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導することとします。

7)　その他

ｱ　第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲ですが、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合は、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象となります。

ｲ　被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可します。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではありません。

ｳ　被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲数の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可することとします。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的に許可します。

⑤　有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1)　方針

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業関係者等に対する捕獲制度の周知徹底及び指導・助言に努めるとともに、必要に応じて次に掲げる措置を講ずることとします。特に、市町村においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画との整合を図りながら、適切かつ効果的な実施体制の整備に努めることとします。

ｱ　捕獲隊の編成

銃器による捕獲を行う場合は、捕獲の円滑化、捕獲効率の向上、危険防止の観点から、捕獲隊（被害防止の目的での捕獲を目的として編成された隊をいいます。以下同じ。）を編成するものとし、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいいます。以下同じ。）と連携を図るものとしま

す。

その際、捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成することとします。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めることとします。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、新たな捕獲の担い手の確保と育成についての取組を推進するよう努めることとします。

ｲ　関係者間の連携強化

関係者が連携して円滑に捕獲を実施できるよう、市町村有害鳥獣被害対策協議会等を中心に県や国の関係機関との連携を強化するよう努めます。

ｳ　被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般住民への情報提供により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう努めることとします。

2)　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

第９表に、捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域を示します。

第９表　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ、シカ、ニホンザル、カワウ	発生地域及びその隣接地	

3)　指導事項の概要

ｱ　捕獲に従事する者は、許可証または従事者証を携帯し、市町村に腕章の用意がある場合はそれを着用するとともに、当該捕獲区域の住民に捕獲による事故危険防止のための事前広報を行います。

ｲ　わな猟による捕獲の場合は、第四２(3)の「わなの使用に当たっての許可基準」に基づき、適切に管理します。

ｳ　捕獲物については、第四３－１(1)の「捕獲物又は採取物の処理等」に基づき、適正に処理します。

ｴ　鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な場合は、捕獲実施者に対して、捕獲地点、日時、性別（必要に応じて写真またはサンプル等）の提出を求めます。

ｵ　第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣については、適切な管理を図るため、捕獲に従事する者に対し、捕獲場所等を記載した出猟カレンダーの提出を求めます。

２－４　その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によります。ただし、他の方

法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

②　鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）とします。

③　期間

６か月以内とします。

④　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除きます。

⑤　方法

禁止猟法は認めません。

(2)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

②　鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で、過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とします。

③　期間

６か月以内とします。

④　区域

住所地と同一県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除きます。）とします。

⑤　方法

網、わな又は手捕りとします。

(3)　鵜飼漁業への利用の目的

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者とします。

②　鳥獣の種類・数

ウミウ又はカワウとし、鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）とします。

③　期間

６か月以内とします。

④　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除きます。

⑤　方法

手捕りとします。

(4)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的

①　許可権者及び許可対象者

許可権者は県知事とします。

許可対象者は、祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限ります。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除きます。)。

②　鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）とします。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とします（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除きます。)。

③　期間

30 日以内とします。

④　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除きます。

⑤　方法

禁止猟法は認めません。

(5)　前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

許可権者は県知事とします。

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断することとします。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うこととします。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断することとします。

3　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3－1　捕獲許可した者への指導

(1)　捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理等については、次の事項に留意することとします。

①　捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導すること（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除きます。）。

②　捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導すること。

③　捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう、特に、クマ類及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせること。

④　捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導すること。

⑤　錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用できないこと。

⑥　錯誤捕獲した個体については、原則として放鳥獣すること。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応すること。

⑦　捕獲した個体が狩猟鳥獣以外の場合は、その個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続きが必要となる場合があること。

⑧　捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第

９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

⑨　豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底すること。

⑩　被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導すること。

(2)　従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導することとします。

(3)　危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導することとします。

(4)　錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、捕獲場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導することとします。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導することとします。なお、やむを得ず捕獲する場合は、捕獲許可等の手続きを行うこととします。

３－２　許可権限の市町村長への委譲

道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めます。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は、保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮します。

県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、鳥獣保護管理法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに県知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言することとします。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮します。

３－３　鳥類の飼養登録

(1)　方針

鳥類の違法飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めることとします。

(2)　飼養適正化のための指導内容

①　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し、確認した上で行うこととします。

②　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うよう努めることとします。

③　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ再交付を行うこととします。

④　愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないよう留意します。なお、愛玩のためのメジロ等の飼養は従前から１世帯１羽とされていることに留意します。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めることとします。

３－４　販売禁止鳥獣等の販売許可

(1)　許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可することとします。

①　販売の目的が鳥獣保護管理法第 24 条第１項又は規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

②　捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものではないこと。

(2)　許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とします。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量

に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とします。

３－５　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟を行う場合は、生活環境に係る被害の防止の目的での捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第 38 条の２第１項の規定による県知事の許可が必要であり、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合は、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可が必要であることに留意します。

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

１　特定猟具使用禁止区域の指定

(1)　方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、地域の要望等を考慮して以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めます。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第６項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

鳥獣保護管理法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

（2）　特定猟具使用禁止区域指定計画

第 10 表に、特定猟具使用禁止区域指定計画を示します。

第 10 表　特定猟具使用禁止区域指定計画　（面積：ha）

指定区分	既設		年度	指定		拡大		縮小		廃止消滅		増減		計画終了時	
	箇所	面積		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
銃猟に伴う危険を予防するための区域	141	29,436										0	0	141	29,436
			4												
			5												
			6												
			7												
			8												
わな猟に伴う危険を予防するための区域	0	0										0	0	0	0
			4												
			5												
			6												
			7												
			8												
計	141	29,436		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	29,436

(3)　特定猟具使用禁止区域指定内訳

第11表に、特定猟具使用禁止区域指定内訳を示します。

第11表　特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	指定市町村	区域名（特定猟具名）	変更区分	指定面積(ha)	指定期間	備　考
令和4年度	室戸市	段ノ谷山（銃）	再指定	1,098	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	奈半利町 田野町	奈半利（銃）	再指定	249	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	北川村 馬路村	魚梁瀬ダム（銃）	再指定	420	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	安芸市	小谷ダム（銃）	再指定	1	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	香美市	梅久保（銃）	再指定	215	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	南国市	稲生（銃）	再指定	318	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	佐川町	狩場（銃）	再指定	6	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	越知町	女川（銃）	再指定	52	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	越知町 仁淀川町	筏津ダム（銃）	再指定	27	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	仁淀川町	大渡ダム周辺（銃）	再指定	183	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	四万十町	興津（銃）	再指定	125	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	四万十町	田野々（銃）	再指定	185	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	四万十町	轟崎（銃）	再指定	10	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	四万十町	中津川（銃）	再指定	16	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	宿毛市	中角（銃）	再指定	40	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	宿毛市	宿毛（銃）	再指定	278	R 4.11.15から R14.11.14まで	
	宿毛市	和田地区（銃）	再指定	39	R 4.11.15から R14.11.14まで	
計		17箇所		3,262		
令和5年度	安芸市	伊尾木（銃）	再指定	339	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	香美市	花の公園（銃）	再指定	63	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	香美市	須江（銃）	再指定	238	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	南国市	十市（銃）	再指定	680	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	高知市	芳原（銃）	再指定	170	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	佐川町	虚空蔵山（銃）	再指定	11	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	越知町	桐見ダム（銃）	再指定	40	R 5.11.15から R15.11.14まで	
	黒潮町 四万十市	竹島（銃）	再指定	178	R 5.11.15から R15.11.14まで	
計		8箇所		1,719		

令和6年度	田野町 安田町	大野地区 (銃)	再指定	290	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	香南市	物部川河口 (銃)	再指定	114	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	香南市 南国市	物部川大橋北 (銃)	再指定	35	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	南国市	久礼田 (銃)	再指定	181	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	土佐市	新堀川 (銃)	再指定	140	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	須崎市	新荘川 (銃)	再指定	279	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	佐川町	原島 (銃)	再指定	31	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	越知町	黒瀬 (銃)	再指定	7	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	中土佐町	久礼 (銃)	再指定	120	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
	四万十市	間 (銃)	再指定	18	R 6.11.15 から R16.11.14 まで	
計		10 箇所		1,215		
令和7年度	北川村	小島 (銃)	再指定	38	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	安芸市	川北 (銃)	再指定	345	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	安芸市	伊尾木東山 (銃)	再指定	383	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	香南市	下分 (銃)	再指定	3	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	香美市	宮ノ口佐岡 (銃)	再指定	125	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	高知市	仁ノ (銃)	再指定	381	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	土佐市	新居 (銃)	再指定	50	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	土佐市	白菊 (銃)	再指定	136	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	日高村	宮ノ谷 (銃)	再指定	265	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	津野町	葉山総合センター (銃)	再指定	18	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	四万十町	作屋 (銃)	再指定	28	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	四万十町	三島 (銃)	再指定	32	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	四万十町	昭和 (銃)	再指定	20	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	四万十市	鍋島 (銃)	再指定	21	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	四万十市	川登 (銃)	再指定	13	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	宿毛市	平田 (銃)	再指定	184	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
	大月町	尻貝 (銃)	再指定	6	R 7.11.15 から R17.11.14 まで	
計		17 箇所		2,048		
	室戸市	山田 (銃)	再指定	137	R 8.11.15 から R18. 1.15 まで	
	室戸市	室戸広域公園室戸市中央公園 (銃)	再指定	227	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	

令和8年度	安芸市	内原野 (銃)	再指定	355	R 8.11.15 から R17.12.31 まで	
	安芸市	八流 (銃)	再指定	88	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	南国市	小蓮大平 (銃)	再指定	232	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	南国市	坂折山 (銃)	再指定	80	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	南国市	篠原明見 (銃)	再指定	173	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	南国市	吾岡山 (銃)	再指定	88	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	南国市	三畠 (銃)	再指定	72	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	高知市	高知南ニュータウン (銃)	再指定	155	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	いの町	加茂山 (銃)	再指定	83	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	いの町	琴平山 (銃)	再指定	100	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	いの町	仁淀川 (銃)	再指定	167	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	須崎市	横浪 (銃)	再指定	221	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	須崎市	光松 (銃)	再指定	108	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	佐川町	斗賀野駅前 (銃)	再指定	47	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	四万十町	江師 (銃)	再指定	39	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	宿毛市	橋上 (銃)	再指定	109	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
	三原村	柚ノ木宮ノ川 (銃)	再指定	85	R 8.11.15 から R18.11.14 まで	
計		19 箇所		2.566		
合計		71 箇所		10,810		

2　特定猟具使用制限区域の指定

なし

3　猟区設定のための指導

なし

4　指定猟法禁止区域

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣が指定する区域以外について指定します。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めることとします。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めることとします。

第六　特定計画の作成に関する事項

１　計画作成の目的

特定計画（以下第六において単に「計画」といいます。）は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成します。

２　対象鳥獣の単位

計画は、原則として、地域個体群を単位として作成します。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとします。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとします。

なお、本県では、シカとイノシシについて作成しますがその他の鳥獣についても必要に応じて検討します。

３　計画期間

計画期間は、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内とし、シカとイノシシの第二種特定鳥獣管理計画については、令和４年度から令和８年度までとします。

なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行います。

４　対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含し、行政界や明確な地形界

を区域線として設定するものとし、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であるシカ、イノシシについては、県内全域とします。

なお、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象区域を定めることができるよう、協議・調整を行うこととします。

5　計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則として数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努めます。また、必要な場合には、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定します。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息数や捕獲数、目撃地点の分布状況、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものから選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行います。

評価の結果、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させます。

6　保護事業又は管理事業

計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を組み合わせて実施します。

(1)　個体群管理

①　共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を明示する。

②　第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の達成を妨げない範囲で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

③　第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息

密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する。

⑵　生息環境管理

①　共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していく。

②　第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。

③　第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

⑶　被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等による予防、煙火等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

シカとイノシシについて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができるよう、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画における、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めます。

8　計画の作成及び実行手続

⑴　検討会等の設置

学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会等を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うとともに、関係者の合意形成に努めます。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保護又は管理のために必要な事業、モニタリング方法等について、自然科学と社会科学の両面から検討できる体制の整備に努めます。

⑵　関係地方公共団体との協議

県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護及び管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、計画案については、鳥獣保護管理法第７条第７項（第７条の２第３項において読み

替えて準用する場合を含みます。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県（教育委員会を含みます。）等と協議します。また、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含みます。）と協議します。

(3)　利害関係人の意見の聴取

利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行います。

また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めます。

(4)　計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告します。

(5)　計画に関する年度別実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて年度別実施計画を作成します。

9　計画の評価・見直し

設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行います。それらの評価結果を踏まえて順応的に計画の見直しを行います。

10　計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図ります。また、施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会等の設置等により、研究機関や鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得られるよう努めます。

第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1　方針

本県に生息する鳥獣の生息の状況、生息数の推移、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況その他必要な事項について調査を行い、鳥獣の保護及び管理及びに狩猟の適正化の推進に資するものとします。

2　鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1)　方針

鳥獣の保護及び管理に資するため、県内に生息する鳥獣の生息状況を把握するための調査を必要に応じて実施します。

(2)　鳥獣生息分布等調査

狩猟や有害鳥獣捕獲の報告、関係行政機関や関係団体からの情報収集、アンケート調査、現地調査、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査するよう努めます。

(3)　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、これらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査します（第 12 表）。

本調査は、毎年１月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行います。

第 12 表　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	令和４～８年度	全国一斉調査を基本として分布調査を実施	冬季

(4)　狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣について、狩猟等により、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査します。

キジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握し、キジについては、当該地域での定着状況等、放鳥による効果を調査します（第 13 表）。

第 13 表　狩猟鳥獣生息状況調査

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	令和４～８年度	狩猟解禁日の聞き取りによる出合数調査	
キジ		狩猟解禁日の聞き取りによる出合数から放鳥効果等を調査	

(5)　第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

指定管理鳥獣であり、本県で第二種特定鳥獣管理計画を策定しているシカとイノシシについては、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、生息状況の把握に努めるとともに、その結果を個体数推定の基礎情報として活用し、糞塊密度調査等の密度指標を用いた個体数推定を行います（第 14 表）。

第 14 表　第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
シカ	令和４～８年度	出猟カレンダーによる調査（出猟日数、捕獲場所、捕獲頭数、目撃頭数等）及び被害状況調査並びに生息密度調査等（生息密度調査は期間中に適宜実施）	
イノシシ		出猟カレンダーによる調査（出猟日数、捕獲場所、捕獲頭数、目撃頭数等）及び被害状況調査	

３　鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1)　鳥獣保護区の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定、管理等を適正に行うため、主に新規指定の予定地域や更新の対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行います（第 15 表）。

第 15 表　鳥獣保護区の指定・管理等調査

対象保護区の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
更新対象の鳥獣保護区	令和４～８年度	鳥獣保護区に生息する野生鳥獣の種類、生息環境、農林業被害等を現地調査や聞き取りで調査	

(2)　捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところですが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図るよう努めます。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価するよう努めます。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態についての報告を求めるよう努めます。

4　新たな技術の研究開発・普及

(1)　捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟については、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術についての情報を収集し、本県においての実証や研究開発を検討します。また、わな猟については、ICT を活用した新しい捕獲技術の研究開発や普及、捕獲効率の高いくくりわなの普及など、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の研究開発と普及に努めます。

(2)　被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT 等の新たな技術も活用しながら、防護柵の設置、追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発と普及に努めます。

(3)　捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発と普及に努めます。

第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1　鳥獣行政担当職員

(1)　方針

鳥獣行政担当職員については、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努めます。

また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行います。

⑵　設置計画

鳥獣行政の遂行に必要な人材を配置するよう努めます。

⑶　研修計画

必要に応じて研修（鳥獣保護管理法第 76 条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含みます。）を行い、専門的知識の向上を図ります。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図ることとし、その際には国や大学等が提供する研修等の活用も検討します。

また、鳥獣被害防止特措法等により、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村職員への定期的・計画的な研修や情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めます。

2　鳥獣保護管理員

⑴　方針

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等となっています。

近年、鳥獣被害の深刻化などにより、その役割はますます重要となっていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要があります。

⑵　設置計画

市町村の推薦等に基づき、県内に 53 名の鳥獣保護管理員を配置するよう努めます。

(3)　年間活動計画

鳥獣保護管理員の年間活動計画を、第 16 表に示します。

第 16 表　鳥獣保護管理員の年間活動計画

活動内容	実施期間											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
鳥獣保護区等の維持管理	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
鳥獣の生息状況調査	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
鳥獣保護区等の指定		←	―	―	―	―	→					
狩猟の取締								←	―	―	―	→
環境教育・普及啓発推進 鳥獣の管理に係る指導等	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→

(4)　研修計画

第 17 表に、鳥獣保護管理員研修計画を示します。

第 17 表 鳥獣保護管理員研修計画

研修名	実施年度	主催者	時期 (回数)	対象人数	備考
鳥獣保護管理員会	令和４～８年度 （全県単位）	高知県	４月 ９月 （２回）	53	鳥獣保護管理員の服務等 鳥獣保護区等の維持管理方法 関係法令その他必要な知識等

3　保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1)　方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等において技術の向上を図り、適所への配置に努めます。

また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者の確保及び育成が図られるよう研修等に努めます。

(2)　研修計画

第 18 表に、保護及び管理の人材育成研修計画を示します。

第 18 表 保護及び管理の人材育成研修計画

研修名	実施年度	主催者	時期 (回数)	対象人数	実施内容
鳥獣被害対策地域リーダー育成研修会	令和４～８年度 （全県）	高知県	８月他 （のべ２日）	40	鳥獣の生態や被害対策等に関する知識等

(3)　狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟の果たす社会的な役割を踏まえ、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割についての普及啓発と技術向上の取組を進め、狩猟者の確保と育成に努めます。

4　取締り

(1)　方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じます。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めます。

①　狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化します。

1)　過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置きます。

2)　狩猟者が多数出猟すると予想される場合は巡回を強化します。

②　鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行います。

③　氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、積極的な取り締まりを行います。

④　我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合などは、違法捕獲された可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを積極的に行うよう配慮します。

⑤　狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、鳥獣保護管理法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めます。

⑥　任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪（かく）乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めます。

⑦　警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する情報の共有を行い、一層の連携強化に努めます。

(2)　年間計画

年間を通して違法捕獲等の取締を行うこととし、特に、鳥類の繁殖期である４月から７月にかけては違法捕獲の指導取締を、さらに狩猟期である 11 月から３月にかけては狩猟事故や違反防止を重点的に行います。

5　必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、県では、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図ります。

第九　その他

1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県には豊かな自然が残されており、黒潮の打ち寄せる海岸から標高２千メートル近い山岳地まで多様な植生等に育まれ、多くの野生動物が生息しており、クマタカ等の希少な鳥獣も少なくありません。

一方で、極端に個体数の増えたシカやイノシシ等による自然植生被害や農林水産業被害も深刻な状況にあり、保護と管理の明確化を図りながら、生物多様性における重要な構成員としての鳥獣の保護管理を図ることが求められています。

2　狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施します。

3　傷病鳥獣救護への対応

(1)　方針

傷病鳥獣救護は以下の考え方を基本として対応します。

①　救護に当たっては、生物多様性の保全に貢献する観点から、絶滅のおそれのある種を優先するなど、収容すべき目的や意義を明確にし、これらを踏まえて収容すべき鳥獣種の選定等を検討することとし、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するなどの対応を図ります。このため、原則としてその地域において、有害鳥獣として捕獲が認められている鳥獣は救護の対象から除きます。

②　雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底に努めます。

(2)　体制

市町村、獣医師（獣医師団体を含みます。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び放野に努めます。

(3)　傷病鳥獣の個体の処置

救護個体の取扱いについては、鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法、文化財保護法等関係法令に基づく必要な手続を行い、救護した個体は、治療やリハビリ等により可能な限り早期の放野に努めるものとしますが、放野が困難な場合は終生飼養を検討します。

なお、放野が困難な鳥獣又は放野させることが農林水産業等や生活環境、人身等への被害の原因となるおそれのある鳥獣等については、地域の実状に応じて、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法による致死などの対応を検討します。

(4)　野生鳥獣と人･家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じて、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人･家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握します。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処します。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意します。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取ります。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、関係者に対し衛生管理等に関する研修を行うよう努めます。

(5)　放野

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応します。

①　対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認します。

②　発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪(かく)乱を及ぼすことのないような場所を選定します。

③　感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防します。

4　感染症への対応

(1)　高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づいてウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しながら適切な調査に努めます。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施します。

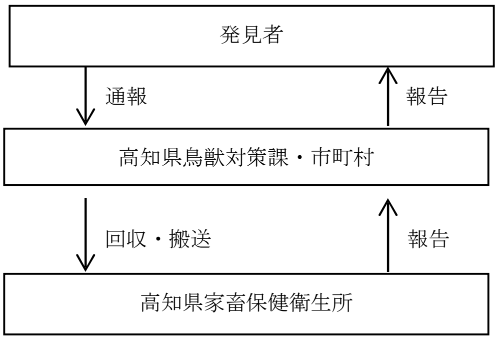

(2)　豚熱（CSF）・アフリカ豚熱（ASF）

　野生イノシシにおける豚熱感染が国内で継続的に確認されており、本県での発生も危惧されることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、隣接県や関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を推進します。なお、捕獲を実施するに当たっては、狩猟者等に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置の徹底を指導します。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、関係部局等と連携して、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等について普及啓発に努めます。

　アフリカ豚熱についても、豚熱同様に家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制の強化に努めます。また、早期発見が可能な体制整備やアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、必要な体制の整備にも努めます。

(3)　その他感染症

　上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討します。

5　普及啓発

(1)　鳥獣の保護及び管理についての普及等

①　方針

　鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立てて、野鳥教室などを開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業の実施を図ります。その際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するよう努めます。また、捕獲した鳥獣の食肉等としての有効活用についても可能な限り推進するよう努めます。

　また、愛鳥週間の行事としては、愛鳥週間用ポスター原画コンクールやポスターによる啓発活動も実施するよう努めます。

② 事業の年間計画

普及啓発事業の年間計画を、第 19 表に示します。

第 19 表 普及啓発事業の年間計画

事業内容	実施期間											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
野鳥教室									募集		開催	
愛鳥週間用ポスター		展示			募集				表彰			

③ 愛鳥週間行事等の計画

愛鳥週間行事等の計画を、第 20 表に示します。

第 20 表 愛鳥週間行事等の計画

行事名	令和４～８年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間用ポスター原画コンクール 愛鳥週間用ポスター原画展の開催
愛鳥週間用ポスター原画コンクール （主催：日本鳥類保護連盟）	愛鳥週間用ポスター原画コンクール全国大会応募

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めます。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意することとします。

① 安易な餌付け行為は、農作物被害の助長や高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながる恐れがあることについて、地域住民への普及啓発に努めること。

② 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練や回収、個体識別措置を徹底させる等、狩猟者に注意喚起して、猟犬の適切な管理の徹底を図ります。

(4) 法令の普及徹底

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度や鳥獣保護管理法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、県広報誌やホームページ等により、その周知徹底を図るよう努めます。